

(様式第1号)

使用許可申請書

申請日 / 年 月 日

宇多津町長 殿

(〒 -)

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

連 絡 先 - -

まちづくり拠点施設を使用したいので、次のとおり申請します。

施 設 名	こめっせ宇多津
使 用 目 的	
使 用 日 時	①利用期間 年 月 日のみ (から) 年 月 日まで 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分まで
	②イベント行事の日時 年 月 日のみ (から) 年 月 日まで 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分まで
入 場 料 等	<input type="checkbox"/> 徴収する・ <input type="checkbox"/> 徴収しない <input type="checkbox"/> 販売あり・ <input type="checkbox"/> 販売無し
使 用 器 具	無し・有り (<input type="checkbox"/> エアコン・ <input type="checkbox"/> ())
使 用 料	円【内訳(基本料 円+ 割増料 円)】
備 考	

(様式第2号)

使用許可書

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

宇多津町長 谷 川 俊 博

公印
省略

納付書発行日		納付確認印	
--------	--	-------	--

<注意事項>

1. 使用時間について

- ・午前7時から午後10時まで

2. 使用期間について

- ・原則7日以内

3. 鍵の受け渡しについて

- ・町まちづくり課又は宿直室

4. 使用制限及び禁止事項

※ 以下に該当するときは使用できません。

- ・営利目的の行為、企業の宣伝行為、政治的行為、宗教的行為のいずれかに利用するとき。
- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- ・施設又は設備等を破損するおそれがあると認めたととき。
- ・管理、運営上支障があると認めたととき。
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員であると認めたととき。

※ 募金活動、物品・飲食物の販売および印刷物の配布、掲示等を許可なく行うことはできません。

上記の行為を行う場合は、使用日の10日前までに催事計画書をまちづくり課へ提出し、許可を得てください。

※ 施設内は火気厳禁、禁煙です。

※ 許可なく壁、柱等に張り紙、釘打ち等はできません。

※ 許可を受けた器具以外使用できません。

※ 利用して出たゴミは各自で持ち帰ってください。

※ 近隣に民家が多数ありますので、騒音等には十分配慮し、苦情が出た場合は即時対応又は使用を中止してください。

※ 施設や設備を破損した場合は、すぐにまちづくり課、または宿日直室にご連絡ください。

この施設は、住民にまちづくりの参画を促すとともに、地域のにぎわいを創出するための施設としてまちづくり拠点施設を設置しています。注意事項を守って適正にご使用くださいますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。